

綾 部 市 公 報

番 号 第 7 1 4 号
発行日 令和 3 年 1 2 月 1 日
発行所 綾部市役所

目 次

○規 則

- 綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定
(建築課)・・・1

- 綾部市UIターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部改正
(定住・地域政策課)・・・2

- 綾部市危険物規制規則の一部改正
(消防本部予防課)・・・3

○告 示

- 地縁団体変更告示(日置谷自治会)
(市民協働課)・・・4

- 綾部市国民健康保険被保険者証の無効告示
(市民・国保課)・・・5

- くらしの資金償還金の収納事務委託先に係る告示事項の変更について
(社会福祉課)・・・6

- 市税等の収納事務委託先に係る告示事項の変更について
(税務課)・・・8

- 令和3年綾部市議会12月定例会の招集告示
(総務課)・・・10

- 綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱の一部改正
(社会福祉課)・・・11

- 令和3年12月綾部市議会定例会において議決を経た予算

の要領の公表

(総務課)・・・26

○訓令甲

- 綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程の制定
(行政デジタル推進課)・・・27

○公告

- 公示送達
(税務課)・・・31

- 公共下水道管渠築造(3-2)工事と公共下水道関連配水管布設替(3-2)工事公募型指名競争入札について
(監理課)・・・32

- 公示送達
(税務課)・・・44

- 綾部市入札参加資格審査申請について
(監理課)・・・45

○教育委員会告示

- 令和3年度第8回綾部市教育委員会会議の招集告示
・・・58

○選挙管理委員会告示

- 綾部市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数
・・・59

- 綾部市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数
・・・60

- 合併協議会設置協議について投票請求に要する有権者総数の6分の1の数
・・・61

規 則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 5 号

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日を
定める規則

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（令和 3 年綾部市条例第 2 2 号）
附則の規定に基づき、この規則を定める。

綾部市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の施行期日は、令和 3 年 1 2 月 1
日とする。

規 則

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月11日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第36号

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則の一部を改正する規則

綾部市U I ターン者住宅取得等資金の融資あっせんに関する規則（平成23年綾部市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

綾部市危険物規制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 1 1 月 1 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市規則第 3 7 号

綾部市危険物規制規則の一部を改正する規則

綾部市危険物規制規則（平成 7 年綾部市規則第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書（様式第 1 号）」を「規則第 1 条の 6 に規定する申請書」に改め、「消防長」の次に「又は消防署長」を加え、同条第 3 項中「消防長」の次に「又は消防署長」を加える。

第 1 4 条を次のように改める。

第 1 4 条 削除

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号 削除

様式第 1 3 号を次のように改める。

様式第 1 3 号 削除

附 則

この規則は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

綾部市告示第192号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定に基づき、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

令和3年11月5日

綾部市長 山崎善也

1 名称

日置谷自治会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理
- (4) 体育・文化・福祉・社会教育等の参加、取り組み

3 区域

本会の区域は、綾部市八津合町日置村中、日置村前及び片山までの区域とする。

4 主たる事務所

綾部市八津合町村前33番地の2に置く。

5 代表者

綾部市八津合町日置村中27番地
渡邊 進

6 裁判所による代表者の職務執行の停止並びに職務代行者の選任

無し

7 代理人

無し

8 規約に定める解散事由

地方自治法第260条の20の規定による

9 認可年月日

令和3年11月5日

綾部市告示第193号

綾部市国民健康保険被保険者証の無効について

綾部市国民健康保険条例施行規則（平成8年綾部市規則第15号）第20条の規定に基づき、次の綾部市国民健康保険被保険者証は無効とする。

令和3年11月5日

綾部市長 山崎善也

証交付年月日	証記号・番号	生年月日
令和 2年 5月 27日	綾0805-15009	昭和35年 9月 5日
令和 2年 4月 1日	綾0819-71007	昭和25年 3月 29日
令和 2年 4月 1日	綾0841-41010	昭和23年10月 25日
令和 2年 4月 15日	綾0905-15172	昭和29年 8月 8日

綾部市告示第 1 9 7 号

くらしの資金償還金の収納事務委託先において告示事項の変更があったため告示する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更理由

収納事務委託先である国分グローサーズチェーン株式会社の事業撤退により、コンビニ収納事務委託契約が令和 3 年 1 1 月 3 0 日付で終了するため

2 変更内容

変更前（令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで）

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号

告 示

変更後（令和3年12月1日以降）

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

綾部市告示第 1 9 8 号

収納事務委託先において告示事項の変更があったため告示する。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 変更理由

収納事務委託先である国分グローサーズチェーン株式会社の事業撤退により、コンビニ収納事務委託契約が令和 3 年 1 1 月 3 0 日付で終了するため

2 変更内容

変更前（令和 3 年 1 1 月 3 0 日まで）

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町 7 0 0 番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目 6 番 7 号
国分グローサーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目 8 番 2 7 号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南 9 条西 5 丁目 4 2 1 番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町 8 番地 8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 6 6 5 番地の 1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目 1 0 番 1 号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目 1 1 番 2 号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号

変更後（令和3年12月1日以降）

氏 名	住 所
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都港区芝浦三丁目1番21号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号
PayPay 株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号
LINE Pay 株式会社	東京都品川区西品川一丁目1番1号

綾部市告示第199号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、令和3年11月29日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

令和3年11月22日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第 2 0 0 号

綾部市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業実施要綱（令和 3 年綾部市告示第 1 5 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

第 3 条中「新型コロナウイルス感染症」を「同種の新型コロナウイルス感染症」に改め、同条第 1 号に次のように加える。

オ 令和 4 年 1 月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、都道府県社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付（以下「初回貸付等」という。）をいずれも受けた者であって、申請日の属する月の前月までに当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口にあつては、借入月）が到来していること（アからエの者及び現に再貸付を申請又は利用している者を除く。）。

カ 令和 4 年 1 月以降に新たに自立支援金を申請する者であり、かつ、初回貸付等をいずれも受けている者であって、申請日の属する月が当該初回貸付等の最終借入月（緊急小口資金にあつては、借入月）であること（アからエの者及び現に再貸付を申請している者を除く。）。

第 3 条第 5 号ア中「に求職」を「、無料職業紹介事業を行う特定地方公共団体又は地方公共団体の委託を受けて無料の職業紹介を行う職業紹介事業者（以下「地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」という。）に求職」に改め、同号ア（イ）中「で職業相談等」を「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等」に改め、同条第 7 号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加える。

第 4 条第 2 号中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第 7 条第 2 項中「令和 3 年 1 1 月 3 0 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

第 8 条第 1 項第 5 号前段を削り、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 3 条の 2 の再支給の申請者は、第 1 項の規定にかかわらず、別紙様式第 1 - 4 号の申請書及び別紙様式第 1 - 5 号の確認書に加え、同項各号に掲げる書類のうち市長が支給要件を確認する上で必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

第 9 条第 1 項及び第 1 0 条第 3 項中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

第 1 3 条第 1 項第 8 号中「再貸付」の次に「又は初回貸付等」を加え、同条の次に次の 1 条を加える。

（再支給）

第 1 3 条の 2 市は、自立支援金の受給期間が終了した受給者から、第 7 条第 2 項の申請期限までに再支給の申請があった場合、第 3 条第 2 号から第 7 号の要件を改めて確認の

告 示

上該当する者については、一度に限り、第5条第2項の支給額、第6条の支給期間により再支給することができるものとする。ただし、従前の受給中に前条第1項各号（第2号、第6号及び第7号を除く。）に該当し支給が中止となった場合又は正当な理由なく第3条第5号に関する報告等を怠った場合は、再支給することができない。
様式第1-1号を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給申請書

フリガナ					
①氏名					
②生年月日	昭和・平成	年	月	日	満()歳
③住所					
④電話番号					
⑤個人番号（マイナンバー）（わからない場合は空欄でも可）					
⑥公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時（生活保護を申請中である場合を除く）					

⑦次の1から6のいずれかの場合であること（1.～4.のいずれか該当する数字を○で囲んだうえ、該当する方に記載）
 ※記載内容については、社会福祉協議会に照会させていただくことがあります。

1. 総合支援資金の再貸付を受け終わった

受けていた時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けていた社会福祉協議会	

2. 総合支援資金の再貸付が借入最終月である

受けている時期	令和3年 月 ～ 月
再貸付を受けている社会福祉協議会	

3. 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった

申請した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を申請した社会福祉協議会	

4. 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった

相談した時期	令和3年 月 日（頃）
再貸付を相談した自立相談支援機関等	

5. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受け終わった（上記1～4の場合を除く）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた社会福祉協議会	

6. 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けしており、借入最終月（緊急小口資金の場合、借入日が属する月）である（上記1～4の場合を除く）

受けていた時期（※）	緊急小口：令和 年 月 総合支援（初回）：令和 年 月 ～ 月
緊急小口資金を受けていた（いる）社会福祉協議会	
総合支援資金（初回）を受けていた（いる）社会福祉協議会	

※総合支援資金（初回）について、延長により3ヶ月を超えて受けていた場合、その終期を記載。

⑧世帯の生計を主として維持している者であること（右欄にチェック）

⑨申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	収入（月額）	預貯金等	合計
		本人		円	円	円
				円	円	円
				円	円	円

※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。

上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を申請します。

年 月 日

綾 部 市 長 様

申請者氏名

【受取口座記入欄】（長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 （ゆうちょ銀行を除く）	支店名	分類	口座番号 （右詰めでお書きください）	口座名義 （カナ）
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

（注 意 事 項）
 申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

様式第 1 - 2 号（表面）中「公共職業安定所」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加え、「再貸付」の次に「、緊急小口資金又は総合支援資金（初回）」を加える。

様式第 1 - 2 号（裏面）を次のように改める。

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 住民票の写し等
- 2 【申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の1、2に該当する方】
 - ① 再貸付の借用書(控)の写し(再貸付の貸付決定通知書の写しでも可)
 - ② 再貸付の振込状況がわかる通帳(※1)の写し
 - ③ ①が用意できない場合(※2)は、様式第1-3号
【申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の3に該当する方】
 - ① 再貸付の不承認通知の写し
 - ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し及び様式第1-3号
【申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の4に該当する方】
 - ① 様式第1-3号
 - ② 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し
【申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の5、6に該当する方】
 - ① 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付の借用書(控)の写し(貸付決定通知書の写しでも可)
 - ② ①が用意できない場合(※2)は、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付の借入状況がわかる通帳(※1)の写し及び様式第1-3号
- 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳(※1)の写し
- 5 生活保護関係書類(※3)
 - 保護申請書の写し(保護の実施機関の受領印があるもの)
- 6 振込先口座(※1)が分かる書類
 - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合(いわゆるweb通帳の場合)はその画面の写しで可

※2 社会福祉協議会から発行された書類が用意できない場合には、社会福祉協議会に対し、書類の再交付を受けること等は不要であること

※3 生活保護を申請中である場合に限り。生活保護を申請中でない場合は、申請書(様式第1-1号)に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時の記載が必要)

様式第 1 - 3 号を次のように改める。

様式第1-3号(様式第1-2号関係)

この申告書は、
 ・申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の1~3又は5、6に該当する方のうち、申請時確認書(様式第1-2号)に記載している添付書類に不足のある方
 ・申請書(様式第1-1号)の申立事項⑦の4に該当する方
 のみ提出が必要となるものです。
 なお、社会福祉協議会に関係書類の再交付等を求める必要はありません。この書類と通帳の写しをご提出ください。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 再貸付不承認・過去借入状況申告書

申告事項

※1については、□のうちいずれか該当するものにチェックを入れた上で、借入時期を記載してください。
 ※2については、申請時確認書(様式第1-2号)に記載している添付書類に不足のある方のみ記入してください。

1 私は、

- 総合支援資金の再貸付を借り終わった
 - 総合支援資金の再貸付が借入れ最終月である
 (総合支援資金(再貸付)の借入状況)
 総合支援資金(再貸付)：借入時期(年 月～ 月)
 - 総合支援資金の再貸付を申請したが、不承認となった
 - 総合支援資金の再貸付の申請のために必要な、自立相談支援機関による支援決定を受けることができず、再貸付の申請をできなかった
 (緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
 緊急小口資金：借入時期(年 月)
 総合支援資金(初回)：借入時期(年 月～ 月)
 総合支援資金(延長)：借入時期(年 月～ 月)
 - 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも借り終わった
 (再貸付は申請・利用していない)
 - 緊急小口資金及び総合支援資金の初回貸付のいずれも受けており、借入最終月
 (緊急小口資金の場合、借入日が属する月)である(再貸付は申請・利用していない)
 (緊急小口資金及び総合支援資金の借入状況)
 緊急小口資金：借入時期(年 月)
 総合支援資金(初回)：借入時期(年 月～ 月)
 総合支援資金(延長)：借入時期(年 月～ 月)
- ことを申告いたします。

2 添付書類を提出できない理由は下記のとおりです。

年 月 日
綾部市長 様
申請者住所
申請者氏名

(注意事項)

- 1 申告内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には刑事告発を行うことがあります。
- 2 支給に関して必要な範囲で、報告等を求めることがあります。
- 3 支給決定に必要な範囲で、綾部市から資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関、又は銀行その他の機関、他関係者に対し照会することがあります。

様式第 1 - 3 号の次に次の 2 様式を加える。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金再支給申請書						
フリガナ						
①氏 名						
②生年月日						
年 月 日 満 () 歳						
③住所						
④電話番号						
⑤公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時 (生活保護を申請中である場合を除く)						
⑥自立支援金（初回）を3月分受け終わっている（申請時が最終月である場合を含む）こと						
受けていた時期		令和3年 月 ~ 月				
⑦世帯の生計を主として維持している者であること (右欄にチェック) <input type="checkbox"/>						
⑧申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入及び預貯金が次のとおりであること						
申立事項	フリガナ				合計	
	氏名					
	続柄	本 人				
	生年月日					
	収入（月額）	円	円	円		円
	預貯金等	円	円	円		円
※申請日の属する月の収入（月額）が確実に推計できる場合はその額を、変動あるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。						
上記の申立事項に相違なく、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を申請します。						
年 月 日						
綾 部 市 長 様						
申請者氏名						

【受取口座記入欄】（従前と同様の場合は省略可。長期間入出金のない口座を記入しないでください。）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支 店 名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義 (カナ)
1. 銀行 4. 信連 2. 金庫 5. 農協 3. 信組 6. 漁協 7. 信漁連	本・支店 本・支所 出張所	1. 普通 2. 当座	
金融機関コード	支店コード		

※ゆうちょ銀行の場合は、「振り込み用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

(注 意 事 項)

申請内容は正しく記載してください。偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還請求されることとなります。また、不正の内容が悪質な場合には、刑事告発を行うことがあります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の再支給を希望する方は、この確認書と併せ申請書(様式第1-4号)を提出する必要があります。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)申請時確認書

誓約事項

- 1 受給中、下記の求職活動等要件を満たすこと
 - ①月1回以上、自立相談支援機関の面接等の支援を受ける
 - ②月2回以上、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口で職業相談等を受ける
 - ③原則週1回以上、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける
 ※生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われるまでの間は、この限りではない。
- 2 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者(以下「申請者等」という。)のいずれもが生活保護及び職業訓練受講給付金を受けていないこと
- 3 申請者等のいずれもが他の自治体に対し新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)を申請していないこと
- 4 申請者等のいずれもが暴力団員ではないこと、また、受給期間中においても暴力団員にならないこと
- 5 偽りその他不正の行為によって新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を受けたり、又は受けようとしたときは、不当利得として返還すること
- 6 自立支援金(初回)の受給中に、従前の受給中に、以下の同意事項1の各事項(常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超えた場合、生活保護費又は職業訓練受講給付金を受給した場合を除く)に該当し、支給を中止されていないこと。また、正当な理由なく求職活動等の状況報告を怠っていないこと。

同意事項

- 1 以下のいずれかに該当した場合、支給が中止されること
 - ① 所要の求職活動等を行わない場合
 - ② 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者(以下、単に「受給者」という。)が、常用就職に伴い得られた収入が収入基準を超える場合、またそのことを報告しない場合
 - ③ 申請内容に偽りがあった場合
 - ④ 支給決定後、受給者と受給者と同一の世帯に属する者(以下「受給者等」という。)が暴力団員と判明した場合
 - ⑤ 支給決定後、受給者等が禁固刑以上の刑に処された場合
 - ⑥ 支給決定後、受給者等が生活保護費を受給した場合
 - ⑦ 支給決定後、受給者等が職業訓練受講給付金を受給した場合
 - ⑧ 支給決定後、受給者等が、偽りその他不正な手段により再貸付の申請を行ったことが明らかになった場合
 - ⑨ 支給決定後、受給者等が他の自治体から新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(初回又は再支給)を受給した場合
- 2 支給要件の確認に必要な範囲で、申請者等の資産、収入、緊急小口資金等の特例貸付、職業訓練受講給付金、生活保護の利用状況等につき、官公署、社会福祉協議会、自立相談支援機関又は銀行その他の機関、関係者(以下「関係機関」という。)に照会すること。
 また、実施主体の照会に対し、関係機関が報告することについて、申請者等が同意している旨を関係機関に伝えること。
- 3 生活支援や、適正な公的給付等の実施に必要な範囲で、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金受給者の情報について、自立相談支援機関、福祉事務所、社会福祉協議会に提供すること。
- 4 支給に必要な範囲で、暴力団員該当性の確認につき、実施主体が官公署から情報を求めること。

年 月 日 綾部市長 様 上記誓約事項及び同意事項について確認の上、誓約及び同意します。 申請者住所 申請者氏名
--

確認事項 (以下に該当する場合はチェックを入れること)

- 仕事以外の生活上の困りごとについて支援の希望がある。
- 生活保護の相談の希望がある。

様式第1－5号（第8条関係）
申請時の添付書類

（裏面）

- 1 本人及び世帯構成の確認書類
 - 住民票の写し等
- 2 自立支援金（初回）の確認書類（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
 - 自立支援金（初回）の振込状況がわかる通帳（※1）の写し（自立支援金（初回）と同一自治体への申請の場合は省略可）
- 3 収入関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日が属する月の収入が確認できる書類の写し
- 4 金融資産関係書類
 - 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日時点の金融機関の通帳（※1）の写し
- 5 生活保護関係書類（※2）
 - 保護申請書の写し（保護の実施機関の受領印があるもの）
- 6 振込先口座（※1）が分かる書類（自立支援金（初回）同一自治体への申請であり、口座に変更がない場合は省略可）
 - 通帳の該当部分の写し等

※1 電子的にのみ管理している場合（いわゆるweb通帳の場合）はその画面の写しで可

※2 生活保護を申請中である場合に限る。生活保護を申請中でない場合は、申請書（様式第1－1号）に公共職業安定所の求職番号又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の名称・申込み日時記載が必要）

様式第4号中「ハローワーク」の次に「又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口」を加える。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第10条関係）

職業相談確認票（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）

フリガナ
氏 名
住 所
電話番号

○以下のいずれかに記入してください

【公共職業安定所に求職申込みした場合】
登録日 年 月 日 求職番号

【地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に求職申込みした場合】
申込み日 年 月 日 窓口名称

相談日	窓口 確認欄	担当者名	支援内容	特記事項
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど 職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど 職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど 職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど 職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()
年 月 日			1. 職業相談 2. 職業紹介 3. 就職活動セミナーなど 職業講習の受講	1. 公共職業訓練の相談 2. 求職者支援訓練の相談 3. その他 ()

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口において支援（*）を受けた場合は、担当者から所要事項を記入してもらったうえで返却してもらうこと。（ひと月に最低2回以上の支援実績を記入すること）

※公共職業安定所において公的職業訓練（公共職業訓練・求職者支援訓練）の相談を行った際、安定所担当者は特記事項欄の該当部分に○をして下さい。また、公的職業訓練を受講中の場合は、訓練受講をもって求職活動（職業相談等の支援）とみなします。

※本票は紛失しないよう注意すること。

※公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の記入・確認を受けた本票は、綾部市に提出すること。

様式第 6 号中

「

1. 公共職業安定所を活用した求職活動

公共職業安定所へ通った回数 (※) _____ 回

うち公共職業安定所より紹介状を受けた件数 _____ 件

を

※職業相談確認票 (様式第 5 号) に記録した活動もカウントに含めること。

」

「

1. 求職活動の回数

①公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口
に、
職業相談等を行った回数 (※) _____ 回

②求人先へ応募を行ったか、求人先の面接を受けた回数 _____ 回

※職業相談確認票 (様式第 5 号) に記録した活動もカウントに含めること。

」

「

探した方法	公共職業安定所、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 (_____)
-------	---------------------------------------

を

「

探した方法	公共職業安定所、地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口、新聞・広告、求人誌、知人の紹介、その他 (_____)
-------	--

に

」

改める。

附 則

この告示は、令和3年11月30日から施行する。

綾部市告示第 2 0 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定に基づき、令和 3 年 1 2 月綾部市議会定例会において議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 令和 3 年度綾部市一般会計補正予算（第 6 号）
- 2 令和 3 年度綾部市市立診療所等特別会計補正予算（第 1 号）

（以下掲示済）

綾部市訓令甲第6号

庁 中 一 般

綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程を次のように定める。

令和3年11月1日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市職員業務用チャットツールの利用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、綾部市が利用する職員業務用チャットツール（以下「チャットツール」という。）に関し、利用方法及び綾部市情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ実施について定めるものとする。

(チャットツール利用の目的)

第2条 チャットツールの利用は、L G W A N接続系ネットワークにおける庁内の職員同士の通信又は庁内の職員と他の官公庁や自治体等との通信及びL G W A N—A S Pを通じた庁内の職員と庁外でインターネット接続端末を使用する職員との通信等において、職員の業務上効率的な情報連絡を実現することを目的とする。

(管理者)

第3条 チャットツールの管理を行うため、チャットツール管理者（以下「管理者」という。）を置く。

2 管理者は、情報政策担当課長をもって充てる。

3 管理者は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) チャットツールの導入、設定の変更、運用、更新等に関すること。

(2) その他チャットツールに関すること。

(利用範囲)

第4条 チャットツールの利用範囲は、次の各号に掲げるものとする。

(1) L G W A N接続系ネットワーク下において職員間で行うチャット、データ共有、職員の電子ファイル管理及び職員間の掲示板機能等での利用

(2) L G W A Nを通じた他の官公庁や自治体等とのチャット、簡易な電子データの送受信及びデータ共有等での利用

(3) L G W A N—A S Pを介した、L G W A N接続系ネットワーク下の端末とインターネット接続端末間でのチャット、電子データの送受信及びデータ共有等での利用

(利用者及び利用端末)

第5条 チャットツールが利用可能な者は、綾部市職員（以下「職員」という。）及び職員がトークルームに招待する他組織の職員（以下「外部職員」という。）とする。

2 チャットツールが利用可能な端末（以下「利用端末」という。）は、職場に配置されたL G W A N接続系端末又は職員が所有するスマートフォン等とする。

（アカウントID及びパスワード）

第6条 管理者は、チャットツールの利用に必要なアカウントID及びパスワードを定め、前条第2項のL G W A N接続系端末を操作する職員ごとにそれぞれ付与する。

2 アカウントID及びパスワードは、他に漏らしてはならない。

3 アカウントID及びパスワードは、その秘密性を確保するため、定期的に又は人事異動等の都度新しく設定するものとする。

（スマートフォン等での利用に係る申請等）

第7条 所属長は、当該所属の職員が第5条第2項のスマートフォン等でチャットツールの利用を希望するときは、チャットツール利用に係るスマートフォン等利用申請書（別記様式第1号）又はスマートフォン等利用電子申請により端末認証コード払出しの申請を行うものとする。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに端末認証コード払出しを行う。

（職員の遵守事項）

第8条 職員は、チャットツール及び利用端末の利用に当たり、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性を認識し、綾部市個人情報保護条例（平成15年綾部市条例第31号）、綾部市個人情報保護条例施行規則（平成15年綾部市規則第34号）、綾部市情報セキュリティポリシー、綾部市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年綾部市条例第37号）、綾部市特定個人情報取扱規程（平成30年綾部市訓令甲第3号）その他個人情報保護に関する法令等を遵守しなければならない。

2 職員は、チャットツールを業務上必要な情報共有のために利用するものとする。

3 職員は、チャットツールを利用して通信する際、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）他人を誹謗・中傷すること。

（2）他人の著作権、肖像権、知的財産権を侵害すること。

（3）営利、政治、宗教活動を目的とすること。

（4）その他第2条の目的に反するような行為をすること。

4 職員は、チャット上での合意を事案の決裁として取り扱ってはならない。

5 職員は、管理者により付与されたアカウントID及びパスワード以外のアカウントID及びパスワードによりチャットツールを利用してはならない。

6 職員は、外部職員をゲストとして招待する場合、当該外部職員の利用環境がこの規程で定めるものに相当する環境で運用されていることを確認しなければならない。

7 職員は、招待した外部職員が通信終了又はトークルームの目的を達した後、当該トークルームから当該外部職員を退出させるものとし、招待した職員が退出を確認するものとする。

8 職員は、チャットツール内にデータを保存する場合、綾部市文書取扱規程（平成12年綾部市訓令甲第3号）や行政文書ファイル利用上のルールに従い管理するものとする。

- 9 職員は、チャットツールでは、原則として綾部市情報セキュリティポリシーに規定する機密性3に分類される情報資産（住民情報等の個人情報や機密情報等の機微な情報）を掲載してはならない。ただし、業務上必要な場合は、一部を暗号化するなどの加工（不正取得者が判読できない完全性欠如の措置）をして掲載し、万一の情報漏えいに備えるものとする。
- 10 職員は、チャットツールを利用中に、保護すべき情報資産が漏洩、流出又は攻撃を受けるなどした場合又はその予兆がある場合には速やかに管理者へ報告し、セキュリティインシデントとして対応するものとする。
- 11 職員は、スマートフォン等でのチャットツールの利用に当たっては、専用アプリをインストールした上で、管理者から払出しを受けた端末認証コードを登録して利用しなければならない。
- 12 職員は、チャットツールを利用しているスマートフォン等を紛失、盗難又は廃棄等により使用できない状態になった場合は、速やかに管理者へ報告すること。
- 13 職員は、その他マニュアル等に基づき適切にチャットツールを利用するものとする。
（管理者による利用状況把握及び監査）
- 第9条 管理者は、チャット等の通信履歴を記録、分析し、各職員の利用状況を把握することができる。
- 2 管理者は、必要に応じて職員のチャットツール利用状況を監査できるものとする。
（管理者による制限及び措置）
- 第10条 管理者は、必要に応じて職員コミュニケーションツール利用の制限や、この規程の定めを遵守するための措置を講じることができるものとする。
（その他）
- 第11条 この規程に定めるもののほか、チャットツールの利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年11月1日から施行する。

綾部市公告第 1 1 6 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 1 1 月 1 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称
大槻 守夫

綾部市公告第 1 1 7 号

下水道整備事業の公共下水道管渠築造（3－2）工事と水量水質安定的対策事業の公共下水道関連配水管布設替（3－2）工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による公募型指名競争入札とします。

令和 3 年 1 1 月 2 2 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

(1) 工事番号 第 5 0 3 9 4 号

(2) 工 事 名 公共下水道管渠築造（3－2）工事
公共下水道関連配水管布設替（3－2）工事

(3) 工事場所 綾部市味方町（別添位置図参照）

(4) 工事内容 本工事は、下水道整備事業に伴う下水管渠と水量水質安定的対策事業に伴う配水管布設替を開削工法により整備するものです。工事区間は幹線道路及び生活道路となっているため、歩行者・車両等の通行確保、安全対策、環境対策には万全の配慮が必要です。

(5) 工事概要 (管渠築造)

管渠工 V U 3 0 0 L = 1 3 m

管渠工 V U 2 0 0 L = 1 5 6 m

管渠工 V U 1 5 0 L = 6 0 6 m

マンホール設置工 N = 3 1 基

汚水柵及び取付管工 N = 4 0 箇所

付帯工 一式

(配水管布設替)

配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 2 0 0 L = 4 2 m

配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 1 0 0 L = 2 4 0 m

配水管布設工 D C I P (G X) ϕ 7 5 L = 3 6 m

給水戸数 N = 3 3 戸

消火栓設置工 N = 3 基

仮設配水管工 一式

(6) 予定工期 令和 3 年 1 2 月 2 1 日から

令和 4 年 3 月 3 1 日まで（1 0 1 日間）

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加申請に基づき、

本市が資格認定した者とします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ないものでないこと。
- (2) 令和3年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿に土木工事のA1等級で登録されており、令和3年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者であること。また、申請日時点において綾部市の指名停止又は市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を土木工事について受けているものであること。
- (4) 令和3年度の指名競争入札参加資格審査結果通知書で、土木工事の総合評点が900点以上であること。
- (5) 土木工事に係る綾部市発注工事で、令和2年1月1日から令和2年12月31日の間において、完了工事の成績評点が65点に満たない評定を受けていないこと。
- (6) 請負金額5,000万円以上（合併発注や特命随契との合計額でも可）の土木工事の施工実績を有していること。ただし、この施工実績は公共工事で申請者の元請実績とし、民間工事や下請実績は認めません。また、この施工実績はコリンズ又は請負契約書などで確認できること。
- (7) 土木工事に係る技術者を、監理技術者として工事現場に専任で配置し得ること。
- (8) 配置予定とする現場代理人の技術資格・工事経験については問わないが、現場代理人、監理技術者は、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この公募型指名競争入札参加申請書の申請日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。
- (9) 各営業所における専任の技術者は、本工事の監理技術者にはなれません。

3 提出書類

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書
 - ・電子入札システムから公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は、「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「公募型指名競争入札参加申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。
- (2) 技術資料及び資格者証等の写し
 - ・電子入札システムで、公募型指名競争入札参加申請書の添付資料に技術資料及び資格者証の写しを添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。紙入札希望業者は、(1)の承諾願及び申請書とともに「技術資料」（別記様式—3）及び資格者証の写しを監理課へ持参により提出すること。
 - ・「同種工事又は類似工事の施工実績」には、2(6)に該当する工事を記載し、資料としてコリンズ又は請負契約書の写し及び工事内容の確認できる資料を添付すること。（コリンズを添付する場合は請負契約書等の写しは不要としま

す。)

- ・「当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格」には、それぞれ配置予定者について記載することとし、監理技術者の法令による免許欄には、2（7）に該当する技術資格を記載し、資料として技術者証の写しを添付すること。
- ・2（8）を確認する資料として、所属建設業者と直接的な雇用の確認ができる書類を添付すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加申請書の受付

（1）設計図書の閲覧

①期間 令和3年11月22日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/PPI_P/)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は7,710円です。

（2）入札参加申請書の受付

①期間 令和3年11月26日（金）午前9時から午後6時まで

令和3年11月29日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で11月26日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加者への通知

（1）入札通知書及び非指名通知書については、令和3年12月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

（2）非指名通知書を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができます。

6 設計図書等に関する質疑の受付及び回答

①期間 令和3年12月3日（金）から

令和3年12月6日（月）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

③対象 指名業者の「質疑書」のみ受け付けます。

④回答 令和3年12月8日（水）午後5時までに京都府入札情報公開システム

に掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等を行いません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

①期間 令和3年12月13日(月)午前9時から午後6時まで
令和3年12月14日(火)午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は12月13日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、12月14日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://kyoto.efftis.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

令和3年12月15日(水)午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札通知後、入札日までに本入札を辞退するときは、電子入札システムへの入札辞退届の登録又は綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 配置予定の現場代理人、監理技術者が、他の工事の受注等により配置できないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。
- (6) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。
- (7) 本案件は、下水管渠工事と配水管布設替工事を合併して発注するものですが、契約については、2件に分けて契約するものとします。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1

綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－ 1

紙入札方式参加承諾願

- 1 工事番号
2 工 事 名
3 場 所
4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－ 2

公募型指名競争入札参加申請書

令和 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

⑩

電 話 番 号
F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る公募型指名競争入札に参加を希望したく、
添付書類を添えて提出します。

なお、本申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないことを誓
約します。

記

工事番号
工 事 名
工事場所
添付書類

技術資料（添付資料及び資格者証等を含む）

様式 - 3

技 術 資 料

住 所

名 称

1 同種工事又は類似工事の施工実績

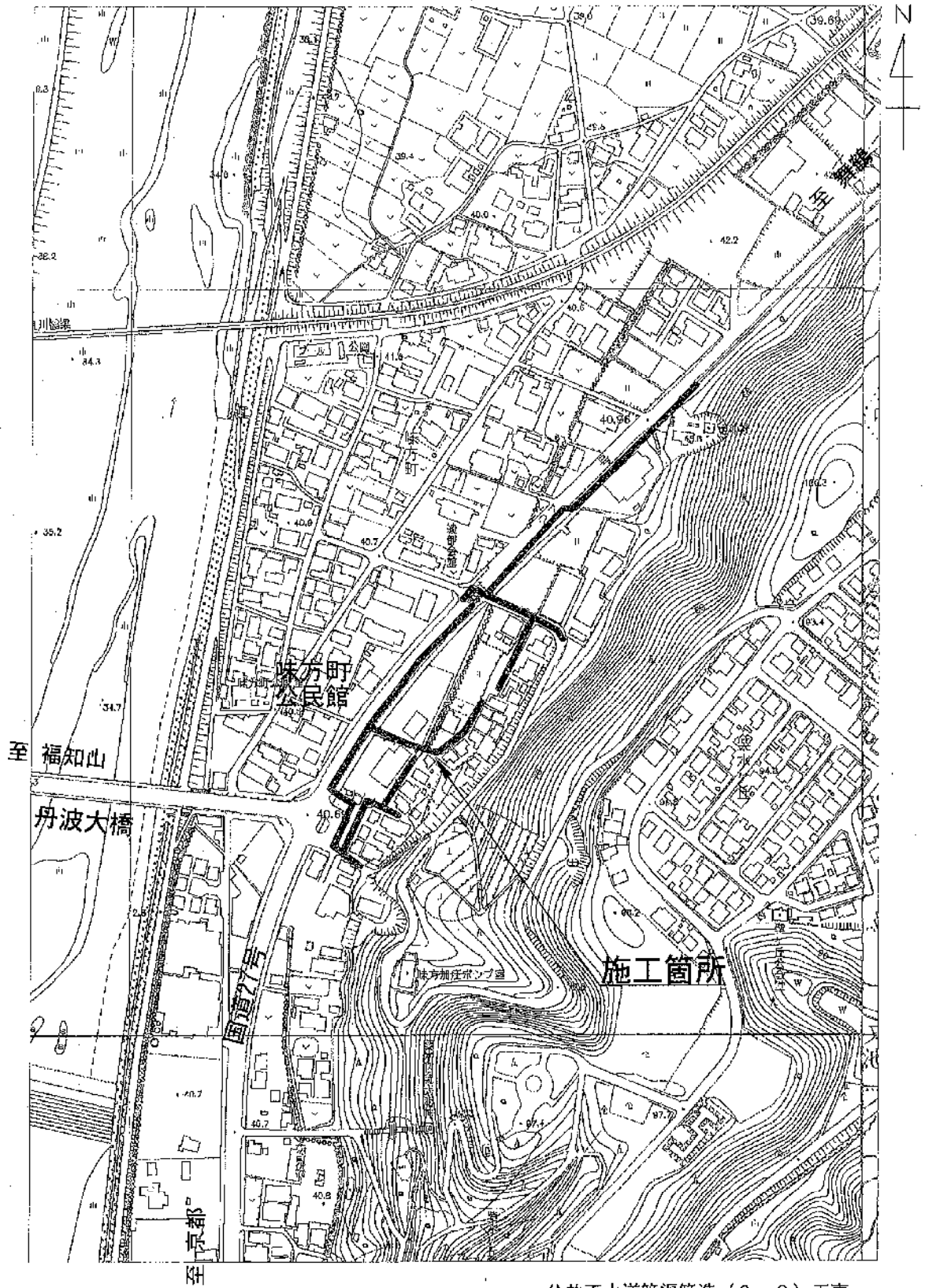
工事名称等	工事名称		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	受注形態等	単体／J V（出資比率 %）	単体／J V（出資比率 %）
工事概要等			
技術的特記事項			

2 当該工事に配置予定の現場代理人、監理技術者の資格

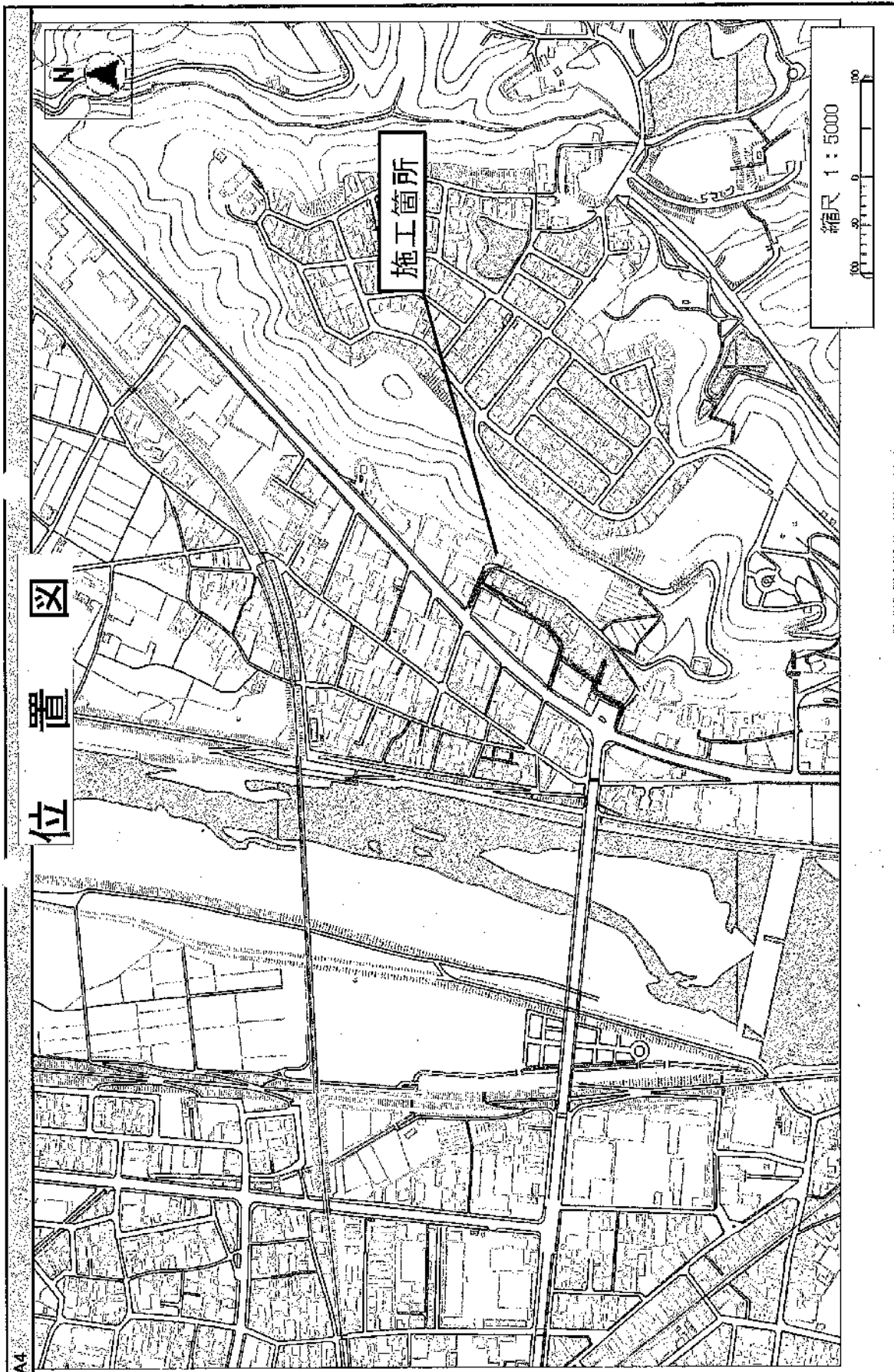
区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

区 分		現 場 代 理 人	監 理 技 術 者
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日（年齢）			
最終学歴			
法令による免許 （取得年月日） （登録番号）	
現在の受持工事	工事名		
	施工場所		
	工 期	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	従事役職		
	重複する 場合の 対応措置

位置図



公共下水道管渠築造(3-2)工事



綾部市公告第 1 1 8 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市企画総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

綾部市長 山 崎 善 也

- 1 送達を受けるべき書類の名称
督促状 兼 京都地方税機構への移管予告書

- 2 送達を受けるべき者の氏名又は名称

Y U X I A N G N A N

J I A N G J I N G

V O T H I D I N H

N G U Y E N T H I X U A N D A O

N G U Y E N P H U C N H A U Y E N

H U Y N H T H I T H A N H

S R A N G S O P H O E U R N

P R O E N G L A E K E N A

Y O N R A D Y

N G U Y E N V A N C O N G

C H A U H U Y N H K H A N H T R U N G

C H A I Y A K I T W A R I N P L O Y P I T C H A

P L A N G K L A N G F A P R A T A N

P R O M P U T T H I P H O N G S O N T A Y A

M A N E E C H A N L A L I T A

綾部市公告第119号

令和4年度に綾部市が発注する建設工事等（上水道事業、下水道事業等を含む。）の指名競争入札参加資格審査申請について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。

令和3年12月1日

綾部市長 山崎善也

1. 受付期間等

区 分		有効期間	受 付 期 間 (土・日曜、祝日は除く)	提出方法
市内業者	建設工事	4年度 (1年)	令和4年2月1日(火) ～ 2月15日(火)	送付のみ (2月15日(火)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			
市外業者	建設工事	4・5年度 (2年)	令和4年1月7日(金) ～ 1月31日(月)	送付のみ (1月31日(月)必着)
	測量・建設 コンサルタント等			

* 「市内業者」とは、本社、本店等の主たる営業所を綾部市内に有する業者です。

* 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送等による受付を原則とします。

2. 申請案内・用紙

申請案内及び用紙は、綾部市ホームページからダウンロードして入手してください。入手できない方は、綾部市役所監理課で有償配布します。

綾部市ホームページ → <http://www.city.ayabe.lg.jp/>
産業・ビジネス>入札・契約>競争入札参加資格 をご覧ください。

3. 注意事項

- (1) 申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実が記載された場合、入札に参加できません。
- (2) 必要な書類が指定順に綴られているか、また、不要な書類が添付されていないか十分確認してください。両面コピー等の活用で省資源にご協力ください。
- (3) 証明書等の写しは、文字及び印影が鮮明なものを提出してください。
- (4) 受付期間に注意し、余裕を持って早目に申請してください。随時の受付はありません。
- (5) 物品、役務等の入札参加資格審査申請は受付がありません。

4. 電子入札について

入札の透明性・公平性の確保、競争性の向上、入札参加者の負担軽減、入札契約事務の効率化を目的に、電子入札を導入しています。

現在、綾部市の指名登録を受けている業者の皆様については、随時登録していただくことができますが、令和4年度に新規登録していただく業者の皆様については、令和4年の4月以降に利用者登録をしていただきますようお願いいたします。

電子入札を利用するには、電子入札用のICカード等を用意して、京都府電子入札システムを開き、画面の調達機関から「綾部市」を選択し、利用者登録をしていただく必要があります。すでに京都府の電子入札を利用されている場合でも、「京都府」の利用者登録とは別に、「綾部市」への利用者登録が必要となります。

利用者登録については、京都府ホームページで掲載されている「はじめて電子入札を利用される方へ」をご覧ください。

京都府ホームページ → <http://www.pref.kyoto.jp/ebid/1291085384181.html>

5. 提出について

提出書類一覧表に記載の書類および添付書類

提出部数 1部

体裁 クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。
書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、受領書および返信用封筒は綴じ込まずに添付してください。

申請方法 郵送等による送付を原則とします。

必ず申請期間の期限までに到着するよう送付してください。期限を過ぎてから到着した申請は受理できません。

提出先 〒623-8501

京都府綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課

6. 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

TEL：0773-42-4276（直通）

FAX：0773-42-4406（総務課向け）

E-Mail：kanri@city.ayabe.lg.jp

【 建 設 工 事 】

申請に当たって

綾部市が発注する建設工事の指名競争入札に参加するためには、「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を受けていただくこととなります。

綾部市では、建設工事の指名競争入札に参加するのに必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について、昭和40年綾部市告示第49号で告示しています。

「綾部市建設工事指名競争入札参加資格審査」を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

建設工事の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 建設業法第3条の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けていない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 建設工事入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (5) 建設業法第27条の23第1項の規定による建設業者の経営に関する事項の審査を受けていない者
- (6) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していない者（適用除外の者を除く。）

※ 建設業法第27条の23の規定による経営に関する事項の審査（以下「経営事項審査」という。）は、令和2年7月1日以降を審査基準日とし、2年又は3年平均の完成工事高があるものを審査対象とします。経営事項審査結果通知書は、総合評定値P点を取得されたものに限ります。（総合評定値P点を取得していても、平均完成工事高がない業種は登録できません）

2 申請受付期間等

市内業者	令和4年2月1日（火）～令和4年2月15日（火）	送付のみ
市外業者	令和4年1月7日（金）～令和4年1月31日（月）	送付のみ

市内業者は令和4年2月15日（火）必着、市外業者は令和4年1月31日（月）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和5年3月31日まで。
市外業者	令和4・5年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第1号様式	1	※1
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和3年11月1日以降のもの。写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
④	営業所一覧表	市 第2号様式	1	
⑤	工事経歴書	市 第3号様式	1	直前1年度分。 経審申請時の写しでも可。
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和3年11月1日以降のもの。写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号様式	1	令和4年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和4年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑦	技術職員名簿	市 第5号様式 経審申請時の写し	各 1	両方提出してください。 ※4
⑧	現場代理人名簿	市 第6号様式	1	※5
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※6
⑩	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※7
⑪	浄化槽設備士証又は免状の写し		1	
⑫	除雪・水道修繕等委託契約書の写し		1	国道・府道除雪を含む。 ※8
⑬	消防団協力事業所表示証の写し	市	各 1	該当者のみ。 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定めるもの。 ※9
	奉仕活動実施報告書	別紙3		
	雇用状況申告書	別紙4, 5, 6		
⑭	令和4年度建設工事入札参加業者等級格付基準業者登録カード	別紙7-1 別紙7-2	1	※10
⑮	誓約書	市	1	
⑯	経営事項審査結果通知書の写し		1	令和2年7月1日以降のもの。
⑰	振込先確認書	市	1	
⑱	受領書	市	1	

【留意事項等】

- ※1 「備考」欄に、営業所専任技術者の氏名を記入してください。
- ※2 ⑥「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている事業者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出してください。
- ※3 ⑥「市税納税証明書」については、法人の場合は令和4年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。
- また、個人事業者が請求される場合は、令和4年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和3年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。
- ※4 ⑦「技術職員名簿」は、令和4年度に配置可能な技術者について記入してください。
- また、市の様式第5号と併せて経審申請時の写しを提出してください。なお、市の様式第5号には、技術者の全資格を記載してください。
- 技術職員名簿の有資格区分コードに従い、建設業法等による資格を有する職員については、技術者の資格を証する書類（検定合格証明書の写し等）を、監理技術者資格を有する職員については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習終了証の写しを必ず添付してください。
- 技術職員を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、健康保険被保険者証の写し、雇用保険被保険者証の写し、被保険者標準報酬決定通知書の写しを提出してください。これらの書類が提出できない場合は、京都府の経営事項審査の手引きを参考に書類準備をしてください。なお、経審の名簿に記載されている場合、書類提出は不要です。
- ※5 ⑧「現場代理人名簿」は、令和4年度に配置可能な方を記載してください。現場代理人については、技術資格の必要はありませんが、申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方でなければなりません。
- 現場代理人を新規登録する場合は、常用雇用を確認するため、上記に記載の技術職員と同様の書類を提出してください。
- ※6 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和4年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。
- ※7 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。（⑩「特例浄化槽工事業者届出」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。）
- ※8 国、京都府、綾部市と令和3年度の除雪や融雪剤散布等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
- 綾部市と令和3年度の水道修繕等に係る委託契約を締結されている方は、契約書の写しを提出してください。
- ※9 「建設工事入札参加業者等級格付基準」に定める「地域貢献活動・雇用促進」の認定要件に必要な書類を提出してください。

【地域貢献活動】

- ・綾部市消防団協力事業所としての認定…「消防団協力事業所表示証」の写し。

- ・奉仕活動…別紙3「奉仕活動実施報告書」および添付書類（活動内容が客観的に判断できる資料。活動案内や当日の資料、写真、感謝状、礼状、表彰状、新聞記事など。）

【雇用促進】

- ・女性技術者の雇用…別紙4「女性技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・若年技術者の雇用…別紙5「若年技術者雇用状況申告書」（資格者証又は経営事項審査技術職員名簿において確認できること。常勤性・雇用関係等についても別途確認できること。）
- ・障害者の雇用…別紙6「障害者雇用状況申告書」障害者であることを証明する書類の提出は不要とします。（ただし、申請内容に確認の必要があると認めた場合には、提出を求める場合があります。）

※10 等級格付基準の総合評点の提出にご協力をお願いします。登録業種ごとに総合評点を記入してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑩を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑩～⑩は綴じずに、添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種及び等級
- (5) 総合評点（市内業者のみ）

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届（市様式）に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日、営業所専任技術者
- (6) 技術者名簿及び現場代理人名簿

また、経営事項審査の有効期限は基準日から1年7ヶ月間となっていますので、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

経営事項審査を受けず、有効期限が過ぎた場合は指名等を行うことができません。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

市外業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	建設工事入札参加資格審査申請書	市 第 1 号様式	1		
②	建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書の写し	(都道府県等)	1	最新のもの。	
③	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和 3 年 1 0 月 1 日以降のもの。 写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)	1		
④	営業所一覧表	市 第 2 号様式	1	準じた様式でも可。	
⑤	工事経歴書	市 第 3 号様式	1	経審申請時の写しでも可。 直前 2 年の営業年度分。	
⑥	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	(税務署： 書式その3の3)	1	令和 3 年 1 0 月 1 日以降のもの。 写しでも可。 電子納税証明書でも可。 ※ 1
		(個人の場合) 所得税・消費税	(税務署： 書式その3の2)		
	市税納税証明書	市 第 4 号様式	1	綾部市に納税義務がある場合のみ。	
⑦	技術職員名簿		1	経審申請時の写し。	
⑧	経営事項審査結果通知書の写し	(A 4 サイズ)	1	令和 2 年 7 月 1 日以降のもの。	
⑨	特例浄化槽工事業者届出書の写し	(京都府)	1	該当者のみ。 ※ 2	
⑩	浄化槽設備士証又は免状の写し				
⑪	委任状	市	1	該当者のみ。	
⑫	誓約書	市	1		
⑬	受領書	市	1	希望者のみ。 切手貼付の返信用封筒を同封してください。	

【留意事項等】

※ 1 ⑥「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート (その 3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている事業者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書 (その 1)」を提出してください。

※ 2 特定地域生活排水処理事業の浄化槽工事にかかる指名競争入札に参加を希望される特例浄化槽工事業者の方は添付してください。(⑨「特例浄化槽工事業者届出書」は、府土木事務所の受付印があるもので、変更届出書を含め最新の写しを提出してください。)

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。⑬は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出**をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名
- (6) 許可を受けている建設業の種類、許可番号及び許可年月日

また、新たに経営事項審査を受けた場合は、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを届出してください。

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

【測量・建設コンサルタント等】

申請に当たって

綾部市が発注する測量・建設コンサルタント等業務の指名競争入札に参加するためには、事前に資格審査を受け、認定を受けていただくこととなります。

については、令和4年度において、測量等業務に係る入札参加資格審査を希望される方は、次の事項に十分留意いただき申請してください。

1 指名競争入札に参加することができる方

測量等業務の指名競争入札に参加できるのは、次のいずれにも該当しない方です。

- (1) 測量法第55条第1項の規定による登録、建設コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録、地質調査業者登録規程第2条第1項の規定による登録、建築士法第23条第1項の規定による登録、補償コンサルタント登録規程第2条第1項の規定による登録を受けていない者、建築士法施工規則第17条の18に規定する建築設備士（同施工規則第17条の35第1項の規定による登録を受けている者に限る。）を専任で置いている者等、営業に関し法律上必要な資格を有しない者
- (2) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 測量・建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書を提出するときに国税及び市税を滞納している者
- (4) 資格審査申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

2 申請受付期間等

市内業者	令和4年2月1日（火）～令和4年2月15日（火）	送付のみ
市外業者	令和4年1月7日（金）～令和4年1月31日（月）	送付のみ

市内業者は令和4年2月15日（火）必着、市外業者は令和4年1月31日（月）必着です。

3 提出先、問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（綾部市役所 本庁東3階）

TEL：0773-42-4276（直通）

4 参加資格の有効期間

市内業者	資格審査の結果を通知した日の翌日から令和5年3月31日まで。
市外業者	令和4・5年度の2ヵ年。資格審査の結果は通知しません。

市内業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式1	1	
②	測量等実績調書	市 様式2	1	
③	技術者経歴書	市 様式3	1	
④	営業所一覧表	市 様式4	1	
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和3年11月1日以降のもの。 写しでも可。
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和3年11月1日以降のもの。 写しでも可。 ※1
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。
				(個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税	1	令和3年11月1日以降のもの。 写しでも可。 免税業者、非課税業者にも発行されます。 電子納税証明書でも可。 ※2
		(個人の場合) 所得税・消費税		
	市税納税証明書	市 第4号	1	令和4年1月5日以降のもの。 個人事業主は令和4年2月1日以降のもの。原本提出。 ※3
⑨	課税・免税事業者届	市	1	※4
⑩	誓約書	市	1	
⑪	振込先確認書	市	1	
⑫	受領書	市	1	

【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 ⑧「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート(その3)」(電子納税証明書を印刷したもの)を添付してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、特例猶予に基づく猶予

制度の適用を受けている事業者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出してください。

※3 ⑧「市税納税証明書」については、法人の場合は令和4年1月5日以降に取得してください。それ以前の日付の証明書は、納付期限の都合上、未納の場合でも納税証明書が発行されるため、有効な市税納税証明書とみなしません。

また、個人事業者が請求される場合は、令和4年2月1日以降に取得してください。1月31日以前に申請される場合は、令和3年度の最終の納期（市府民税第4期分）の領収書を持参のうえ市役所市民・国保課窓口で申請してください。

※4 ⑨「課税・免税事業者届」は、令和4年4月1日を含む営業年度を課税期間とし、課税か免税かを明記してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪～⑫は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、必ず届出をしてください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

市外業者用

5 提出書類及び部数

提出書類		様式等	部数	備考	
①	一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)	市 様式1	1		
②	測量等実績調書	任意	1		
③	技術者経歴書	全国統一様式、 国土交通省様式	1		
④	営業所一覧表	同上	1		
⑤	(法人の場合)登記簿謄本	(法務局)	1	令和3年10月1日以降のもの。写しでも可。	
	(個人の場合)代表者の身分証明書	(本籍地の市町村)	1		
⑥	登録証明書等	(発行機関)	1	令和3年10月1日以降のもの。写しでも可。 ※1	
⑦	財務諸表類		1	(法人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類。 ----- (個人の場合)直前営業年度の貸借対照表、損益計算書。	
⑧	納税証明書 [国税]	(法人の場合) 法人税・消費税 ----- (個人の場合) 所得税・消費税	(税務署: 書式その3の3) ----- (税務署: 書式その3の2)	1	令和3年10月1日以降のもの。写しでも可。 電子納税証明書でも可。 ※2
	市税納税証明書		市 第4号	1	
⑨	委任状	市	1	該当者のみ。	
⑩	誓約書	市	1		
⑪	受領書	市	1	希望者のみ。 切手貼付の返信用封筒を同封してください。	

【留意事項等】

※1 建築設備設計業務を希望される方は、1名以上の方の有効な建築設備士登録証の写しを提出してください。(専任の建築設備士がいなければ希望できません。)

※2 ⑧「納税証明書[国税]」を電子納税証明書で提出する場合は、メールタイトルを「入札参加申請・納税証明書在中 ○○会社」とし、書類提出の前日までに kanri@city.ayabe.lg.jp へ Eメールを送信してください。あわせて、書類提出時には「納税証明データシート（その3）」（電子納税証明書を印刷したもの）を添付してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に納税が困難となり、特例猶予に基づく猶予制度の適用を受けている事業者については、「納税の猶予許可通知書」の写し又は「納税証明書（その1）」を提出してください。

6 申請書類の提出方法

表5の①～⑫を番号順にし、クリアファイル（A4サイズ、無色透明、無地）に挟んで提出してください。書類の量が多くクリアファイルに収まらない場合は、紙ファイル（A4サイズ・色指定なし）に書類を綴じてください。紙ファイルで提出される場合は、⑪は綴じずに添付してください。

7 申請事項の公表について

資格者名簿に登録された者（入札参加資格者）のうち、次の事項については公表しますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 住所
- (4) 業種

資格審査申請書の変更届について

資格審査申請書及びその添付書類を提出後、次の事項に**変更**があったときは、変更届に変更事項を証明できる書類を添えて、**必ず届出を**してください。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称及び所在地（電話番号、ファックス番号、メールアドレスを含む。）
- (3) 法人である場合は、その資本金額（出資総額を含む。）及び代表者の氏名
- (4) 個人である場合は、その者の氏名
- (5) 委任行為のある場合は受任者の氏名
- (6) 登録を受けている測量等の種類、登録番号及び登録年月日

※入札参加資格審査申請書記載事項変更届の様式は、

綾部市ホームページ

産業・ビジネス > 入札・契約 > 競争入札参加資格 > 入札参加資格審査申請書記載事項変更届からダウンロードしてください。

<http://www.city.ayabe.lg.jp/kanri/sangyo/nyusatsu/sankashikaku/henko.html>

綾部市教育委員会告示第12号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、令和3年度第8回（11月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

令和3年11月19日

綾部市教育委員会

教育長 村上元良

- 1 日 時 令和3年11月24日（水）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
 - ・議第12号 令和3年度綾部市一般会計補正予算について
 - ・議第13号 綾部市中央公民館の指定管理者の指定について

綾部市選挙管理委員会告示第42号

綾部市条例の制定又は改廃の請求及び綾部市の事務の執行に関する監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

554人

綾部市選挙管理委員会告示第43号

綾部市議会の解散の請求並びに綾部市の議会議員、市長、副市長、選挙管理委員、監査委員及び教育委員会の委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

9,226人

綾部市選挙管理委員会告示第44号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和3年12月1日

綾部市選挙管理委員会
委員長 高野俊道

4,613人